

府地事第 395 号
令和 7 年 4 月 17 日

千代田区都市計画審議会
会長 岸井 隆幸 殿

内閣府地方創生推進事務局
事務局長 石坂 聡

国家戦略特別区域法第 21 条第 5 項の規定に基づく
千代田区都市計画審議会への付議について

東京圏国家戦略特別区域会議が東京圏国家戦略特別区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるに当たり、下記の事項について、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 21 条第 5 項の規定に基づき、付議する。

記

- 1 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画地区計画大手町・丸の内・有楽町地区地区計画
- 2 添付書類
 - （1）計画書
 - （2）総括図
 - （3）計画図